

令和 4 年度 政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）

1 登録政治資金監査人の登録

登録政治資金監査人を全国各地において今後も安定的に確保できるように、政治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について、効果的な周知・広報に取り組み、登録時研修を着実に実施する。

《審議スケジュール（案）》

○毎回

※登録政治資金監査人の登録状況等について、毎回の委員会において報告。

2 政治資金監査に関する具体的な指針等

政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、登録政治資金監査人や国会議員関係政治団体等からの質問等を踏まえ、必要に応じ、政治資金監査に関する具体的な指針等（※）について追加等の検討を行う。

（※）政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）

政治資金監査に関する Q&A

3 研修の実施

（1）登録時研修について

登録政治資金監査人として必要な専門的知識の修得に資するため、政治資金に関する研修を実施する。

（2）フォローアップ研修について

政治資金監査実務に関する知識の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を実施する。

（3）研修受講機会の確保等について

登録政治資金監査人へ直接及び各士業団体を通じて、研修参加の呼びかけを行う等、参加の促進を図る。

また、研修受講希望者数の状況や研修参加者アンケート等を踏まえ、集合研修の追加開催など研修受講機会の確保について検討するとともに、令和 5 年度における研修実施のあり方について検討を行う。

(4) 研修に関する要領等の改正等

令和4年度からリモート研修や小テストを恒常的に実施すること等に伴い、研修に関する要領等の改正等を行う。

《審議スケジュール（案）》

○令和4年5月

研修に関する要領等の改正等について検討

○令和4年10月

令和4年度の研修実施計画の追加について検討

○令和4年12月～令和5年3月

令和5年度の研修内容等について検討

○毎回

研修受講者の状況等について、毎回の委員会において報告。

4 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

令和4年度においては、令和2年分の取組において個別の指導・助言の対象者数及び誤りの件数が増加したことを受け、その要因の分析等を行い、令和3年度に実施した都道府県選管アンケートの結果も踏まえて、より効果的な個別の指導・助言のあり方について検討・審議を行う。

なお、令和3年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組についても継続して行うこととしており、都道府県選挙管理委員会等から報告を受領した後、速やかに個別の指導・助言の対象等に関する審議を行う。

また、個別の指導・助言の実施に当たっては、引き続き関係士業団体とも連携・協力していく。

《審議スケジュール（案）》

○令和4年5月

都道府県選管アンケートの結果等について報告

○令和4年10月

- ・令和2年実施分の結果分析等を踏まえた今後の個別の指導・助言のあり方の検討
- ・令和3年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象

とした取組の方針について確認等

○令和5年2月

都道府県選挙管理委員会等からの報告に基づく個別の指導・助言の対象等に関する審議

5 政治資金適正化委員会（第5期）における取組状況等の取りまとめ

政治資金適正化委員会（第5期）における取組状況等の取りまとめについて検討を行う。

《審議スケジュール（案）》

○令和4年5月

令和2年度及び令和3年度の当委員会の活動状況を踏まえ、取組状況等の取りまとめについて検討

○令和4年10月～令和5年3月

取りまとめの内容について検討